

川口市高齢者総合福祉センターサンテピア及び 6月市議会に縮小・廃止条例提出へ!!

川口市心身障害福祉センターわかゆり学園等の今後について

5月21日に開かれた、保健医療・子ども家庭支援等福祉対策特別委員会において、サンテピア及びわかゆり学園等の現状と今後の方針について報告されました。関連条例について令和7年6月議会に提出予定と説明され、6月2日開会となる6月市議会の議案として告示されました。

今後の方針の対象施設となった市直営のわかゆり学園について、「現在の利用者はどうなるのか。利用者や職員への説明はされたのか。」「わかゆり学園に通うまで、私は笑顔のない日々。同じ気持ちの仲間と出会い自分が笑えるようになった学園。わが子だけでなく、子どもみんなの成長も喜べる親になり、親子と一緒に成長できる学園をなくさないで。」「重い障害の人や医療的ケアの必要な人が安心して通える施設としてわかゆり学園がこれからも応えてほしい。」など、突然の川口市の今後の方針に当事者はもとより市民のみなさんから切実な声が届いています。

「不本意な在宅者は出さない」としてきた川口市の障害者福祉施策に今後も公的責任が果たされるよう、当事者抜きに決められることのないよう、党市議団はみなさんの声を議会に届けます。

以下、保健医療・子ども家庭支援等福祉対策特別委員会で報告された資料をもとに詳細をお知らせします。

(1) 福祉部が抱える課題について

川口市社会福祉事業団への指定管理料（毎年度、介護障害関係において約10億円の支出）が福祉部の予算に大きく影響している。

民間事業者による介護及び障害福祉サービスの整備が進んだことにより、官民の役割が変化してきており、川口市高齢者総合福祉センターサンテピア及び川口市心身障害福祉センターわかゆり学園の老朽化を踏まえ、民営化等による大幅な事業縮小

・廃止が不可欠となっている。

特別養護老人ホーム「さざんかの郷」の老朽化や敷地の賃貸借契約終期が迫っており、同規模の施設整備が必要となっている。

上記、3点の課題解決に向け、各課題の解決策を事業、施設、職員体制の観点から横断的に検討することにより、高齢者や障害者が安心・安全に利用できる施設の整備をはかるとともに、職員の効率的・効果的な配置や中長期的な財政の健全化を目的とした、事務事業の見直しを行っていく。

(2) サンテピア及びわかゆり学園等の現状と今後の方針について

●サンテピアで実施している主な事業（指定管理・委託）

- ①特別養護老人ホーム(2・3F)(定員100名)➡民営化
- ②養護老人ホーム(4F)(定員50名)
- ③軽費老人ホーム(5・6F)(定員50名)
- ④通所介護(1F)(定員50名)
- ⑤地域包括支援センター(1F)

●サンテピア以外で実施している主な事業（指定管理）

- ⑥就労継続支援B型事業所(きじばと)(定員20名)➡令和8年4月1日廃止
- ⑦生活介護(きじばと)(定員30名)➡令和8年4月1日廃止
- ※⑥及び⑦は、関連条例について令和7年度6月議会に提出予定

●わかゆり学園の実施事業（自主事業）

- ⑧地域活動支援センター(定員20名)
- ⑨生活介護(定員185名)➡令和8年4月1日から定数減(定員130名へ)
- ⑩就労移行支援(定員6名)➡令和8年4月1日廃止
- ⑪就労継続支援B型事業所(定員44名)➡令和9年4月1日廃止
- ⑫児童発達支援センター(定員40名)➡令和8年4月1日から定数減(定員30名へ)
- ⑬児童発達支援事業所(定員30名)➡令和8年4月1日廃止
- ⑭障害者相談支援センター
- ※⑨～⑬は、関連条例について令和7年6月議会に提出予定



2025年6月1日 No.1791

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

川口市役所 新庁舎(本庁舎 2 期棟) 建設の進捗状況について



5月26日時の 2 期棟

地域活性化・生活環境向上特別委員会で新庁舎建設に係る進捗状況が報告され、建設中の 2 期棟の内覧が行われました。

現在の 1 期棟の北東に 2 期棟の建設が進み、今夏 7 月に落成式を実施、その後、移転完了フロアから部分的に開庁する予定で準備が進んでいます。

2 期棟の新庁舎内には市民課や税部門、子ども部、教育局などのフロアが設置されます。また、来庁者のための一時託児スペースやホール、郵便局やカフェも設置されます。



2 期棟 6 階フロア

新庁舎 2 期棟の開所に向けた予定

- 7月27日(日)／落成式、内覧会
カフェプレオープン
- 8月までの約 1 か月で市民課、税関係課、
子ども部、教育局が 2 期棟に移転完了
- 9月上旬／2 期棟開庁式
- 9月～12月末／建設関係 3 部が鳩ヶ谷
庁舎から 1 期棟に移転

障害者福祉手当の支給対象に 年齢制限導入計画 65歳以上で初めて障害者手帳を取得した方を 支給対象から外す条例改正案 【パブリックコメントの募集が始まっています】

川口市では障害者福祉の増進を図るために福祉手当の支給を行ってきました。市内に住所が有り、在宅の障害者で下の表のいずれかに該当する方が対象となっています。これまでの制度を見直し65歳以上で初めて手帳を取得した方を福祉手当の支給対象から外す計画があります。(経過処置として施行前に受給資格を有している方は引き続き支給対象になります。)

対象者	手当額
身体障害者手帳 1 級・2 級	月額5,000円
療育手帳①・Aの方	
精神障害者保健福祉手帳 1 級の方	
身体障害者手帳 3 級・療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳 2 級のいずれかで重複している方	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 1 に定める程度の障害の状態にある方	月額3,000円
療育手帳Bの方	
精神障害者保健福祉手帳 2 級の方	

市は限られた財源の中で今後も安定的かつ継続的に制度を実施する観点から年齢制限を導入するとしています。この条例改正(案)は市ホームページや市役所本庁舎 2 階の障害福祉課、4 階の市政情報コーナーで閲覧できます。

●実施期間 5月26日(月)～6月25日(水)まで
意見は、文書の持参(障害福祉課)、郵送(川口市青木 2 - 1 - 1 障害福祉課)、FAX (048-259-7943)、電子メール (083.03000@city.kawaguchi.saitama.jp)で提出できます。